【シンガポール】シンガポール知的財産庁（IPOS）からの「特許審査ハイウェイ（PPH）の利用促進」に関するお知らせ

2026 年 6 月 17 日
ジェトロ・シンガポール事務所

ジェトロ・シンガポールより、シンガポール知的財産庁（IPOS）からの「特許審査ハイウェイ（PPH）の利用促進 - 初回審査通知期間の短縮および PPH 申請時の手数料の簡素化」に関するお知らせについてご案内いたします。

特許審査ハイウェイ（PPH）の利用をより円滑に進めるため、シンガポール知的財産庁（IPOS）は以下の 2 つの新たな施策を導入します。

1. 初回審査通知期間の短縮：2026 年 7 月 1 日以降に提出された PPH 申請については、IPOS は PPH 申請日から 6 ヶ月以内に初回審査通知を発行するよう努めます。
2. PPH 申請時の手数料の簡素化：2026 年 8 月 3 日から 2027 年 12 月 31 日までの期間（両日を含む）、PPH 申請と同時に調査報告書および／または審査報告書の新規請求を行う場合、後者の手数料は現行の 70%のみとなります。詳細は、シンガポール知的財産庁のウェブサイト（Circulars and Practice Directions | Intellectual Property Office of Singapore）に掲載されている回覧文書第 2/2026 号をご覧ください。

https://file.go.gov.sg/pt-circular-2-of-2026.pdf

PPH は、シンガポール国内外で特許出願手続きを迅速化したい出願者にとって明確なメリットを提供します。シンガポールにおける特許付与率は 94%と非常に高い水準を誇ります。

PPH の詳細については、シンガポール知的財産庁のウェブサイト（アクセラレーションプログラム）をご覧ください。
https://www.ipos.gov.sg/about-ip/patents/how-to-register-overview/acceleration-programmes/

情報公開日
2026 年 6 月 10 日

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の 状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の 判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものでは ないことを予めお断りします。